

氷見市パブリック・コメント手続きに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続きに関する基本的な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、パブリック・コメントの機会を通して、市民の意見を反映し、市民との協働による公正で市民に開かれた市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」（以下、「手続」という。）とは、市の重要な政策の形成過程において、政策に関する立案の趣旨、目的、内容など、必要な事項を市民等に公表して、意見及び情報（以下「意見等」という。）を募集し、提出された意見を参考に政策等の意思決定を行った後、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。

- 2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会及び消防長をいう。
- 3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、手続に係る政策に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 手続の対象となる事項は、次に掲げるもののうち、実施機関において必要と認めるものとする。

- (1) 総合計画や各行政分野における部門別的基本計画の策定又は重要な変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(適用除外)

第4条 前条各号に掲げる事項のうち、次のいずれかに該当するものは、手続を行わないことができるものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの及び改廃の内容が軽微なもの
- (2) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (3) 法令等の規定に基づき、意見聴取を行うもの
- (4) 手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行うもの

(策定案等の公表)

第5条 実施機関は、政策等の立案をしようとするときは、あらかじめ市長が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載等により政策等の案の概要を公表するものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 政策等の案の概要に対する意見の提出期間、提出方法、提出先
- (2) 政策等の案の概要の入手方法
- (3) 政策等の案に係る参考資料
- (4) その他手続に必要と認められる事項

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等から政策等の案に対する意見を募集するときは、政策等の案の概要の公表の日から、30日程度を目安として期間を定めるものとする。

(意見等の受付)

第7条 意見は、次に掲げる方法により受け付けるものとし、意見の提出に際しては市民等に住所及び氏名等を明示するよう求めるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 電子メール
- (3) 郵便
- (4) ファクシミリ
- (5) その他案件に応じた必要な方法

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を参考に、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見及び意見に対する市の考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正の内容を公表するものとする。
- 3 前項に定める公表は、ホームページへの掲載のほか、実施機関が必要と認める方法により行うものとする。

(審議会等との調整)

第9条 実施機関は、この要綱による手続の対象となる事項について、法律又は条例等に基づき設置する附属機関及び準ずる機関（以下「審議会等」という。）の答申等に基づき、意思決定を行おうとするときは、審議会等への諮問後に手続を行うものとする。

- 2 前項の場合において、実施機関は、審議会等における審議が継続されている場合は、審議会等に対して、手続の実施により提出された意見及び意見に対する市の考え方を提供するよう努めるものとする。

附 則（平成22年3月10日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に意思決定過程にある施策等については、この要綱の規定を適用しない。